

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 20 日

申請者 ^{フリガナ} 氏名又は名称 ^{フリガナ} カシガイシャ エハラセイサクシヨ
株式会社 荏原製作所
住所 東京都大田区羽田旭町11番1号
^{フリガナ} 代表者氏名 ^{フリガナ} ダイエイウシコウヤクシヤチョウ アサミ マサオ
代表執行役社長 浅見 正男
電話番号 03-3743-6111
FAX番号 03-5736-3104
メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	8	御所市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	15	斑鳩町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	22	広陵町 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
2	大和高田市 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	9	生駒市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	16	安堵町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	23	河合町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	<input type="checkbox"/>	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	17	磯城郡 水道企業団企業長	<input type="checkbox"/>	24	吉野町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
4	天理市 上下水道事業 の管理者	<input type="checkbox"/>	11	葛城市 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	18	高取町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	25	大淀町 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	19	明日香村 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	<input type="checkbox"/>
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	13	平群町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	20	上牧町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>			
7	五條市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	14	三郷町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	21	王寺町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>			

様式第 11 (水道法施行規則第 35 条関係)

(廃止)
指定給水装置工事事業者 休止 届出書
再開

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 20 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 荏原製作所
住 所 東京都大田区旭町 11 番 1 号
代表者氏名 代表執行役社長 浅見 正男



(廃止)

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、水道装置工事事業者の 休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ エバラセイクコ 大阪支社 株式会社 荏原製作所 大阪支社 西大阪支店
住 所	〒555-0001 大阪市西淀川区佃 4 丁目 7 番 3 号
フリガナ 代表者の名前	代表執行役社長 浅見 正男
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	廃止：2023 年 9 月 31 日
(廃止・休止・再開) の 理 由	営業所を閉鎖し、以後 5 年間申請手続きを行っていないため。 (再開時には、再度申請を行ないます。)

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。